

今月の特集

- ① 現物給与価額改定
- ② 70歳到達時の届出一部省略
- ③ 特定法人に係る電子申請義務化

① 現物給与価額改定

2019年4月より現物給与（食事）の価額が改定されます。

厚生年金保険及び健康保険の被保険者が勤務する事業所より、労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算の上、標準報酬月額を決定することとなります。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算し、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算することになっています。

2019年4月1日より、26都道府県において食事に関わる現物給与の価額が改定となります。

これにより、固定的賃金の変動となり「被保険者報酬月額変更届」の届出を要する場合があります。なお、住宅・その他（自社製品、通勤定期代）については、現行通りとなります。

日本年金機構_HP

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2019/201903/2019031501.html>

② 70歳到達時の届出一部省略

2019年4月以降の70歳到達時の被保険者等の届出が一部省略となります。

■ 現在

厚生年金保険に加入している従業員様が、70歳に到達し、70歳以後も継続雇用となる場合においては「厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届（70歳到達届）」の届出が必要です。

※70歳到達が見込まれる方については、年金機構より事前の届出予定者通知（対象者一覧）が送付されます。

■ 2019年4月1日以降

厚生年金保険に加入している従業員様が、70歳到達し、以下要件1、2に該当した場合には届出が不要となります。

要件1：70歳到達日の前日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者

要件2：70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

■ 変更点

2019年3月以前：例外なく全て届出

2019年4月以降：一部届出不要

現在までは全て手続きを行っていたが、今後は要件に該当するかどうか確認の必要がございますので、その点見落としがないよう、ご注意ください。

日本年金機構 HP

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2019/2019031501.files/O1.pdf>

③ 特定法人に係る電子申請義務化

2020年4月より電子申請が義務化されます。

■ 義務化はいつから？

2020年4月より義務化となります。

■ 義務化対象となる法人の要件は？

資本金、出資金の額又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える

- (1)法人
- (2)相互会社
- (3)投資法人
- (4)特定目的会社

※社労士及び社労士法人が特定法人に代わって手続きを行う場合を含む。

（省令案の概要より一部抜粋）

■ 義務化となる手続きは？

《健康保険・厚生年金保険》

- ・被保険者賞与支払届
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
- ・厚生年金被保険者報酬月額変更届
- ・（70歳以上被用者）
算定基礎・月額変更・賞与支払届

《雇用保険》

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・雇用保険被保険者転勤届
- ・高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・育児休業給付支給申請書

《労働保険》

- ・概算保険料申告書
- ・増加概算保険料申告書
- ・確定保険料申告書
- ・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書

電子申請義務化をひかえ、電子申請への切り替えが必須となります。実際に電子申請を行うためには初期設定が必要となりますので、設定方法、申請方法等、事前にご確認の上、早めの対応をおすすめいたします。

厚労省 HP より

（労働保険関係手続の電子申請について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000451579.pdf>

4月を迎え新たな門出の時期です～！

さて、4月1日より学生から晴れて社会人、新たに働き始める等、大きく環境が変わる時期でもあります。

健康保険の被扶養者となっていたご家族が、ご自身で新たに健康保険加入となる場合においては、被扶養者異動届（削除）のお手続きが必要となります。忘れてしまいがちなお手続きとなりますので、手続き漏れのないようお気を付けください。なお、被扶養者異動届（削除）手続きについては、新たに発行された保険証のコピー等、添付書類が必要となる場合もございますので、あらかじめご確認ください。



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
TEL：(03) 6831-3310
